

## 介護保険法等の改正に伴う区の対応方針について

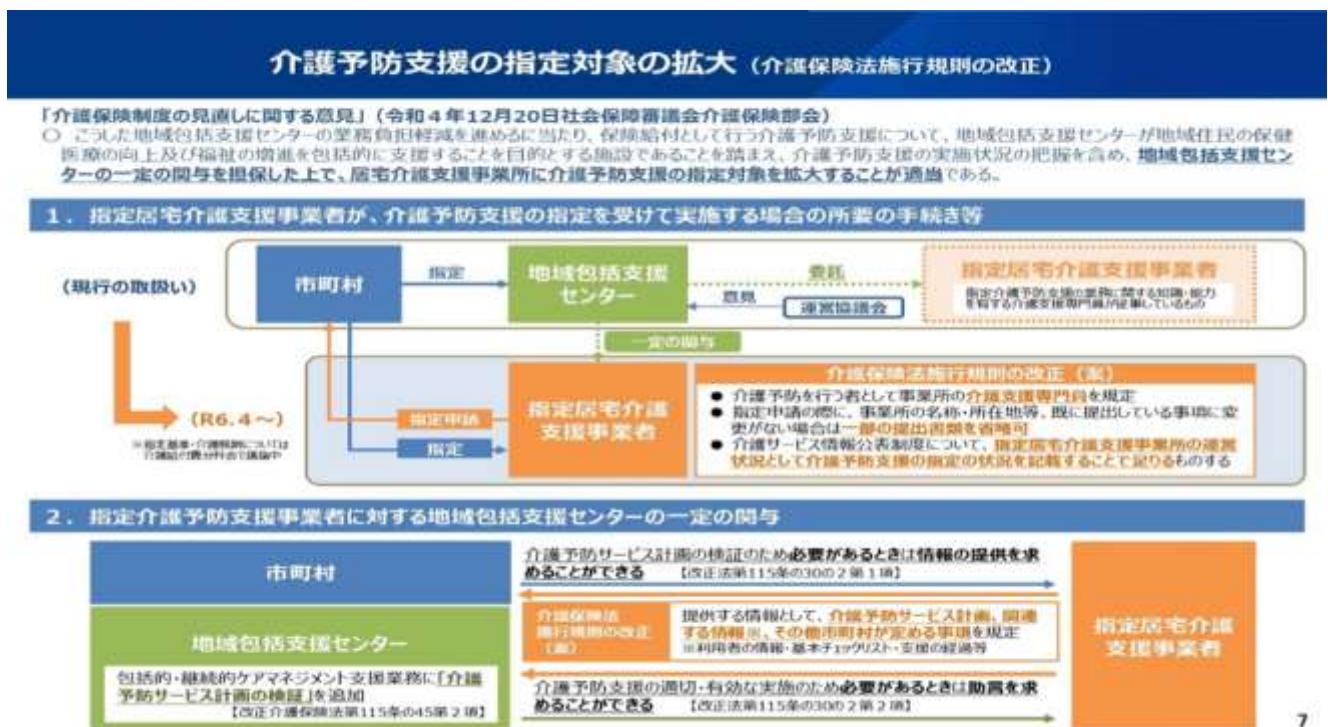
### 1. 介護予防支援の指定対象の拡大について

法改正により、地域包括支援センターのほか指定居宅介護支援事業者も区の指定を受けて介護予防支援事業を実施できることになった。

台東区においても令和7年度から申請を受付けることとするが、実施に当たって指定を受けた居宅介護支援事業者は、区や地域包括支援センターと情報共有等の連携を図ることとする。

なお、介護予防支援の指定を受けない場合でも、これまでどおり指定居宅介護支援事業者が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を提供することは可能である。

※要支援者のプランには、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」があるが、この度の改正で居宅介護支援事業所がケアプランを作成できるのは「介護予防支援」となる。



#### (1) 指定方法

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業所として指定を受ける際には、地域包括支援センター運営協議会に諮る。

#### (2) 今後のスケジュール

令和7年3月中旬～	居宅介護支援事業者への周知
令和7年4月1日～	居宅介護支援事業者の介護予防支援事業所 指定申請受付
令和7年6月～	居宅介護支援事業者の介護予防支援事業所 指定
令和7年7月	地域包括支援センター運営協議会にて指定申請の諮問

## 2. 地域包括支援センターの人員配置基準の緩和について

地域包括支援センターの職員の人材確保が困難となっている状況を踏まえ、市町村が従うべき基準の改正が行われたことを受け、人員配置基準の緩和をすることとし、条例の改正を行うこととした。(令和7年4月1日から)

### (1) 現行

ひとつの区域内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合

- ・ 保健師その他これに準ずる者 1人
  - ・ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
  - ・ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人
- ➡ 3人の専従・常勤の職員が必要

### (2) 改正

① 現行を原則としつつも、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合に緩和

- ・ 常勤換算方法によることを可能とする
- ・ 複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第1号被保険者の合計数に応じた常勤の職員を個々の地域包括支援センターに振り分けて配置し、相互に情報共有・支援することで配置基準を満たすこと可能とする

\*3職種のうちいずれかの2以上の常勤職員の配置が必要

厚生労働省資料抜粋



② 区域内の第1号被保険者が6,000人を超えた場合の基準を整理

- ・ おおむね2,000人増加するごとに3職種のいずれか1人を増員  
→約8,000人の場合は、3職種が合計4人  
約10,000人の場合は、3職種が合計5人